

鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

①鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に基づく新型インフルエンザ等対策の実施に関する市町村行動計画として、平成26年11月に策定しました。

②計画改定の経緯

<国の動き>

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく政府行動計画（平成25年策定）について、令和2年からの新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、対策の充実を図るために約10年ぶりに抜本改定されました。

（令和6年7月2日閣議決定）

<佐賀県の動き>

佐賀県では政府行動計画の改定を受け、「佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」について、抜本的に改定されました。（令和7年3月）

<市の動き>

国及び県の行動計画の改定を受け、鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行いました。（令和8年3月）

2 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント ①

①発生時期

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が発生することも想定します。

発生時期は、国の行動計画に合わせて「準備期」「初動期」「対応期」の3つの発生時期に分け、時期ごとの特徴も踏まえて感染症の対応を行います。

<改定前>

<改定後>

時期	時期	段階
未発生期	準備期	発生前の段階
発生疑い期	初動期	国内または海外で発生
海外発生期		
国内発生早期	対応期	国内で発生初期～流行～収束まで（以下の①～④に区分）
県内発生早期		
県内感染期		
小康期		

2 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント ②

②対策項目と対策の構成

<改定前>

対策項目（6項目）

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 感染予防・まん延防止に関する措置
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び経済活動の安定

対策の構成

発生時期ごとに(1)～(6)の対策を記載

「未発生期」

(1)～(6)の具体的対策

「発生疑い期」

(1)～(6)の具体的対策

：

「小康期」

(1)～(6)の具体的対策

<改定後>

対策項目（7項目）

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

対策の構成

対策項目ごとに「準備期」「初動期」「対応期」の対策を記載

(1) 実施体制

「準備期」「初動期」「対応期」の具体的対策

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

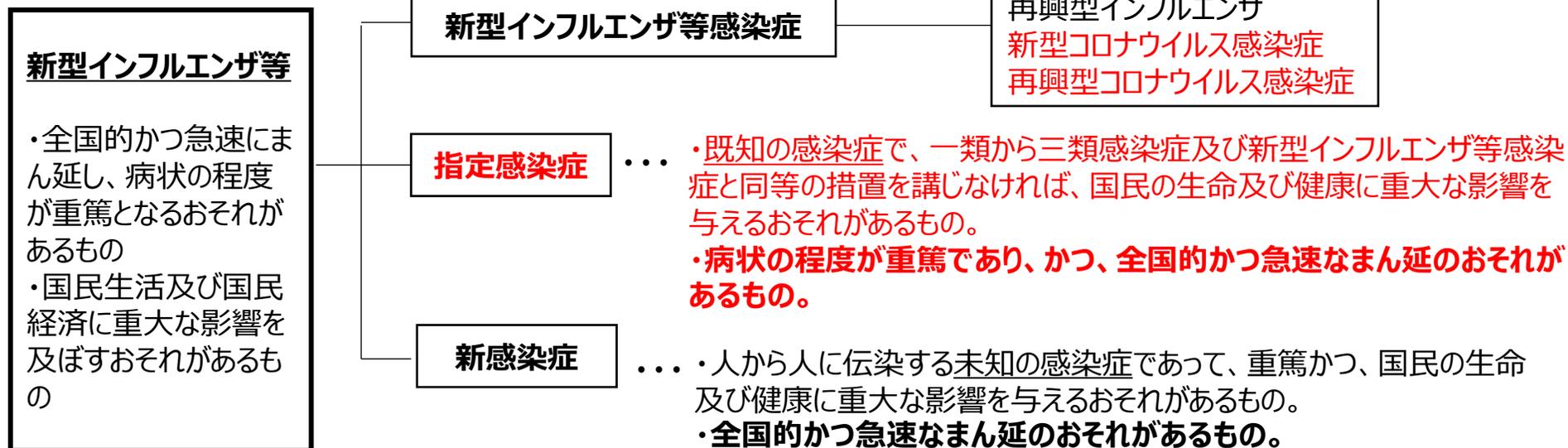
「準備期」「初動期」「対応期」の具体的対策

：

(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

「準備期」「初動期」「対応期」の具体的対策

3 対象となる感染症



赤字：今回の改定で追加されたもの

4 対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑えて、流行のピークを遅らせ、患者数をなるべく少なくするとともに、医療体制を強化する。
- ②感染予防・まん延防止の施策により市民の生活や経済への影響が過大にならないよう、対策を柔軟に切り替える。
医療の提供や市民の生活や経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

5 新型インフルエンザ等対策の対策項目(7項目) ①

(1) 実施体制

関係機関の間での役割の整理、連携体制の強化を行う

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市民や関係機関等とリスク情報を共有し、適切に判断、行動できるようにする

(3) まん延防止

適切な医療の提供と合わせて、まん延防止対策を行うことで、感染拡大のスピードやピークを抑える

(4) ワクチン

ワクチンの接種により個人の感染や発症、重症化を防ぐ

(5) 保健

効果的な対策を実施するため、県が行う健康観察等に協力する

(6) 物資

医療や検査等が円滑に実施されるよう、感染症対策物資等の不足を防ぐ

(7) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境を確保する

○各項目について「準備期」「初動期」「対応期」の取組を整理しています。

○7つの項目は関連しあっていることから、一連の対策として実施していきます。

5 新型インフルエンザ等対策の対策項目(7項目) ②

項目	準備期	初動期	対応期
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の連携強化や役割分担を調整する ・ 県と連携した訓練を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生に対し、対策の準備を進める ・ 人員体制を強化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言がなされた場合は直ちに市対策本部を設置する ・ 人員体制を強化する
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から感染症対策等の情報提供を行う ・ 県との情報共有・連携について市行動計画に位置づける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その時点で分かっている科学的根拠に基づく正確な情報を、迅速に分かりやすく提供する(ホームページ、コールセンター等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動期に引き続き、科学的根拠に基づいた正確な情報を、迅速に分かりやすく提供する(ホームページ、コールセンター等)
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策や、感染が疑われる場合の行動などの普及を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県、市の対策の情報を積極的に発信する ・ 個人の対策の普及や多数の人が利用する施設等への使用制限、市のイベント中止の検討などを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の対策の普及や多数の人が利用する施設等への使用制限、市のイベントなどを中止する ・ 県の要請に基づき、学校等の学級閉鎖、休校等を適切に実施する。
(4) ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種に必要な人員、会場、資材、接種対象者数など接種体制構築に必要な検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種会場や人員の確保など接種体制を構築する ・ 医師会など関係機関と連携して接種を円滑に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンや必要な資材の供給、予約体制の構築や、接種日等の周知を行う。 ・ 健康被害救済制度の情報提供や、被接種者からの相談、申請へ適切に対応する

5 新型インフルエンザ等対策の対策項目(7項目) ③

項目	準備期	初動期	対応期
(5) 保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの流行状況を迅速に把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Q&Aの公表、市民向けコールセンターの設置などを通じて速やかな情報提供・共有体制を作るとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報の見方や意義を共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う、患者や濃厚接触者の健康観察に協力する ・ 県が行う、患者や濃厚接触者へ日常生活を支援するサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する
(6) 物資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等を備蓄する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等について、市の各部署や関連施設の備蓄・配置状況を確認し、不足する場合は必要量の確保に努める ・ 市内医療機関の個人防護具が不足するおそれがあるときは市の備蓄分から配布する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動期に引き続き、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する ・ 市の物資や資材が不足する時は、国や県に必要な対応を要請する
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画を策定する ・ 新型インフルエンザ等発生時の支援のための行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県と連携し、業務継続計画に基づいて事業継続に向けた準備を行う ・ ライフライン（上下水道、ごみ処理等）が最低限維持できるように対応の準備を行う ・ 火葬の限界を超える事態が起こった場合は、遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まん延防止の対策で生じる心身への影響を考慮し、必要な施策を行う ・ まん延防止の対策で影響を受けた事業者の支援のために必要な財政上の措置を講じる ・ 水を安定的かつ適切に供給する ・ 可能な限り火葬炉を稼働させ、近隣市町とも協力する